

「姫路市議会基本条例(案)」に対する市民意見(パブリック・コメント)の募集結果について

1 市民意見(パブリック・コメント)の概要

(1) 意見募集期間

平成23年8月1日(月)～同月31日(水)

※議会報ひめじや市議会ホームページへの掲載のほか、市の機関(議会事務局調査課、市政情報センター、各地域事務所、各支所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター等)への資料設置により意見を募集

(2) 意見提出状況

意見提出者と意見の数 2通6件

(3) 意見の内容

項 目	件 数
1 各項目共通	1件
2 第5条(会派)	1件
3 第9条(政策立案及び政策提言)	1件
4 第11条(検討会等)	1件
5 第13条(市民の市政への参画)第2項	1件
6 第16条(議会広報の充実)	1件
合 計	6件

「姫路市議会基本条例」に対する市民意見(パブリック・コメント)への市議会の考え方について

番号	対象条文	意 見 趣 旨	回 答
1	各項目共通	地方自治の本旨は住民自治と団体自治である。各条項における「市民」の文言を「住民」という言葉に換えるべきである。	「住民」は、地方自治法では「市町村の区域内に住所を有する者」と規定されておりますが、本条例においては、市内に住所を有する人だけでなく、市内に通勤・通学や事業活動を行う人など市政との関わりが深い人も、広く「市民」と考えております。 また、居住者が居住しているのが市域であるということ、市議会や市長との関係も考慮し、「市民」と規定するのが適切であると考えております。
2	第5条 (会派)	国政と違い、市議会に政党政治は不向きなので、第5条(会派)の条文を削除すべきである。	条例案における会派は、「基本的政策が一致する議員で構成し、活動する」と規定しております。会派は、一般に、議会内部において、政策や志を同じくする者が集まって結成するものです。 会派は、合議制の議会において、政策決定や議会運営などを効果的、効率的に進めるうえでも、本市議会の議会活動において重要な役割を果たすものであり、この規定項目は必要なものと考えております。
3	第9条 (政策立案及び 政策提言)	「条例の制定、」の後に「及びその遂行状況の調査」の文言を追加すべきである。	第17条(市長等との関係の基本原則)第1項で、「議会は、…市長等の事務の執行の監視及び評価を行うもの」と規定しております。 この規定により、議会が制定した条例又は条例に関する施策や事務の執行状況などもの確に把握できるものと考えております。
4	第11条 (検討会等)	第11条を、「議員は、市政の課題に関する調査が必要と認められるときは、政務調査費を積極的に活用し、自ら調査するとともに、議員で構成する検討会等を通じ解決方を提示するよう努めるものとする。」とすべきである。	政務調査費の積極的な活用については、第12条で「政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする」と規定しております。 また、調査の結果、解決のために必要があれば、第9条の規定により、「条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言」を行ってまいります。

		意 見 趣 旨	回 答
番号	対象条文		
5	第13条 (市民の市政への参画)第2項	「議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、」の後に「議会ホームページを最大限活用し、」を追加すべきである。	<p>議会ホームページは有用な広報手段の1つであり、情報提供だけでなく、市民の意思を議会活動に反映するための有効な手段と考えております。今回のパブリック・コメントの意見募集においても、議会ホームページにより、直接市民の皆さんからご意見をいただけるようにしました。</p> <p>市民意見を反映する手段は、ホームページ以外にも考えられます。</p> <p>ただし、今後も議会ホームページを最大限に活用することを含めて、市民の皆さんの意思の把握に努めてまいります。</p>
6	第16条 (議会広報の充実)	同条の「広報手段」及び「広報活動」の「広報」の後ろにそれぞれ「広聴」を追加すべきである。	<p>第16条は、多くの市民の皆さんに議会と市政に関心を持っていただくように、議会広報の充実について規定しておりますが、市民の皆さんのご意見を広く伺う機会については、第13条第2項において、「議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の意思の把握に努めるもの」と規定しております。</p> <p>ただし、広聴活動は重要なことなので、今後の参考にしてまいります。</p>